

2010年3月16日

会計制度監視機構
委員長

わが国資本市場の国際的地位を向上させるために今すぐ取り組むべきこと
～ 公認会計士がより広い領域で貢献していくために ～

1. 認識すべき問題

近年におけるアジアの証券取引所の活動を俯瞰すると、香港、シンガポール、上海が売買代金や時価総額で成長著しく、また、実態に即したルールの運用や活発なエクイティ・ファイナンスによつても、世界の企業や投資家の注目を集め、相対的に日本市場は衰退傾向にある。現実に、東京証券取引所の2009年の株式売買代金は、上海証券取引所に抜かれて、上海が世界3位のところ、東京が4位となつたほか¹、2009年12月においては、東京証券取引所と大阪証券取引所の時価総額合計を、上海と深センの合計が上回っている²。このため、日本市場の信頼性を強化することを通じて、国際的な地位を向上させることが求められている。

こうした情勢下、わが国の会計実務を眺めてみると、財務諸表に関しては、経営者（企業側）に作成責任があり、監査人（公認会計士）には独立の立場から意見を表明する責任があるという「二重責任の原則」を掲げているにもかかわらず、作成プロセスに公認会計士などの会計専門家を関与させている企業は少数となっている。その一方、公認会計士の資格取得者においては、幅広い企業群ではなく、監査法人という限定された範囲での就職が際立つてゐるという現実がある。企業においては高い作成能力をもつ会計専門家が求められているにもかかわらず、公認会計士が監査法人に集中しているという歪みは、わが国的人的資源を有効活用しきれていないという意味で、可及的速やかに是正される必要があるのではないか。

平成18年度に始まった公認会計士の新しい試験制度は、上記の考え方を背景に、監査法人に就職するための資格から、企業の会計実務専門家としても期待される資格に変えることを目的としていた。合格者数も、平成17年における1300名程度から3000名の規模へと増加した。ところが、資格取得に必須の「実務経験」の要件については見直しが行われなかつたために、この要件に合う就職先が限定されたままである。結果として職を得られない人が多数に上つてゐる。例えば、平成21年の試験においては、2229名の合格者のうち、7百名以上が就職できていないといふ³。この未就職問題を放置すれば、有能な若者が公認会計士試験に挑戦する意欲をくじき、志願者を減らすことにつながり、公認会計士の全体的な質の低下を招きかねない。

¹ 日本経済新聞 2010年1月14日

² 日本経済新聞 2010年1月17日

³ ニッキン 2010年3月12日

2. とるべき方針

わが国の資本市場を投資家にとっても上場する企業にとっても魅力的なものにすることは重要である。そのためには、ディスクロージャーの質を高い水準に保たなければならない。具体的には、資本市場の番人としての公認会計士の質的・量的充実を図ることが極めて重要である。それを成し遂げる基盤を整備するためには、公認会計士という資格を、企業を含む幅広い分野で活躍できる資格、そして幅広い層の多くの人が憧れ、目指す資格にしていかねばならない。

司法試験制度においては、試験合格者に対する司法研修の費用は、国家予算で賄われている。他方、公認会計士試験制度の場合、試験合格者が資格取得のために通わねばならない実務補習所の費用をはじめ登録申請までの自己研修費用等は、各自で負担することになっている。公認会計士は、資本主義経済の高度なインフラといえる財務諸表の「信頼性」を保つ人材として、裁判官・検察官・弁護士と同じように重要な立場である。本来であれば、公認会計士も国家予算で育成されることが望まれる。そのような対応をすることが難しいのであれば、少なくとも、公認会計士試験の合格者が資格を取得するまでの間、収入を得るために働くことに対して十分な配慮が必要である。

3. 具体的提案

公認会計士試験受験予定者に対するアンケート調査⁴をみると、回答者517名のうち、監査法人への就職を希望する人⁵は、448名(87%)にのぼる。この448名にその理由をたずねたところ(複数回答可)、227名(51%)が「監査法人以外に就職すると補習所に通いづらいから(職場の理解や補習所の費用負担面)」、230名(51%)が「監査法人以外に就職すると公認会計士としての登録が難しいから(実務要件面)」と回答した。また、この448名のうち、351名(78%)が仮に補習所や実務要件の制約がなかった場合、監査法人以外への就職も検討する⁶と回答した。

また、公認会計士試験合格者に対するアンケート調査⁷でも、就職活動を行ったと回答した1534名のうち、1458名(95%)がその対象を監査業界にしていた。監査業界への就職を希望すると回答した1477名のうち、企業や官公庁等を希望しない理由として(複数回答可)、990名(67%)が企業等では実務従事要件を満たしにくいこと、973名(66%)が実務補習所に通所しにくいことを挙げている。

すなわち、資格のコンセプトを変えたにもかかわらず、実務教育の環境をそれに合わせなかつたために、結果として、公認会計士試験に合格しながら、就職できず、資格取得に至れない人材が増えている。

⁴ TAC株式会社調べ。金融庁「公認会計士制度に関する懇談会」(第2回)資料3-2-①

⁵ 選択肢①(監査法人のみ)と②(監査法人を中心に、一般企業や金融機関等も二次的に検討)

⁶ 選択肢①(積極的に検討する)と選択肢②(業務内容や収入によっては検討する)

⁷ 金融庁調べ。金融庁「公認会計士制度に関する懇談会」(第3回)資料1-1

当機構は、この現状を改善するために次の2点を提案する。

(1) 実務従事要件(一般法人の場合)の適正化

監査法人以外における実務経験は「実務従事」と呼ばれるが、一般法人における実務従事の現行の要件をみると、以下の①～⑥全てを満たすことを求めており、これを満たさない場合、公認会計士試験に合格しても、公認会計士の資格を取得できないこととなっている⁸。

- ① 資本金5億円以上の法人において⁹
- ② 原価計算その他財務分析に関する事務を¹⁰
- ③ 通算して2年以上¹¹
- ④ 正職員として¹²
- ⑤ 本務として¹³
- ⑥ 直接担当¹⁴

就職活動の現場をみると、①の要件が、企業への就職を妨げている一番大きな要因となっているが、企業の資本金1円での設立が認められるようになるなど、資本金の多寡と企業の実態の間に強い相関がなくなっていることを配慮すべきと思われる。ちなみに、資本金1億円以上の法人に対しては、原則として、税務署ではなく国税局によって法人税の申告内容の調査、消費税の申告内容の調査が行われているため¹⁵、企業の経営成果の集大成である決算財務諸表が税務申告書と適切に連係しているかをチェックする会計専門家が必要になっている。また、上場企業の場合、金融商品取引法の対象となっているが、たとえば東証マザーズ上場基準をみると、「時価総額(上場時見込み)が10億円以上¹⁶」と定められており、上場直前まで資本金を1億円未満にとどめておく企業が少なくない。こうした実態からは、資本金5億円未満の上場予備軍においてこそ、会計専門家が必要とされており、活躍できる余地が大きいと言える。

よって、①の要件については、「資本金1億円以上の法人、または、金融商品取引法の対象法人(金融商品取引法の対象となるために監査報告書の発行等の具体的な作業を行っている法人を含む)において」とすることが適切である。

また、②の要件については、あまりにも会計実務を限定的に考えているきらいがあるといえる。たとえば、財務諸表にかかる内部統制の監査は公認会計士の活躍分野であるため、財務諸表にかかる内部統制のための社内整備は会計専門家が適任な業務

⁸ 要件を満たしたことを説明した「業務補助等報告書」を金融庁等に提出する(業務補助等に関する規則第4条)

⁹ 公認会計士法施行令第2条

¹⁰ 公認会計士法施行令第2条

¹¹ 公認会計士法施行令第2条

¹² 業務補助等に関する規則第2条2

¹³ 業務補助等に関する規則第2条2

¹⁴ 業務補助等に関する規則第2条2

¹⁵ 調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和24年6月1日大蔵省令第49号)

¹⁶ http://www.tse.or.jp/rules/listing/stlisting_mo.html

といえる。また、会社を上場するときには、監査をそれ以前から受けておく必要があることから、企業内での株式公開準備は会計実務の範疇といえる。現行の要件がこれらの業務を含むと解釈できるかもしれない。しかし、実際の手続きでは、どの業務が要件に合っているか合っていないか、実務経験後に個別に金融庁に申請して初めて判断されるので、実務経験を必要とする人からみると、リスクがある。一方、企業側では、要件を狭く解釈し「原価計算と財務分析」にしか従事しないと宣言する人を雇うことは難しい。また、多くの企業は、要件に合った実務経験の機会を提供した経験に乏しいので¹⁷、要件に合う業務経験の機会を提供するノウハウやマニュアルをまだ持っていないく、要件を満たすと確信できないことも考えられる。このように、将来の公認会計士にとつても、実務従事の機会を提供する企業側にとつても、現行の要件では不安が大きい。

これに対し、会計事務所や監査法人で積む実務経験(=業務補助)の場合、対象業務が「1年に2以上の法人の財務書類の監査又は証明(金融商品取引法、会社法監査の場合は1以上の法人で可)」と、監査法人の主力サービス、本業といえる範囲のなかに定められている上、監査業務はかなりの程度、定型化、分業化されているため、要件に合った仕事を与えるノウハウが、雇用者側にある。そして、会計事務所や監査法人は、将来の公認会計士に「業務補助」の機会を提供することを前提としているので、対応するための社内体制を持っている。実際に、実務経験を提供する主な団体といえば、長年、会計事務所や監査法人だった。よって、実務経験を必要とする人は、就職活動する際に、会計事務所や監査法人であれば要件に合った業務補助を積めると確信できる。

将来の公認会計士が企業で活躍することを促進するには、雇う側にも雇われる側にももっと配慮し、②の要件については、「“経理業務”¹⁸、“財務業務”¹⁹、内部統制その他の“非定型業務”²⁰に関する事務を」という表現に変更し、仕事内容を広く、詳しく、明確にすることが望ましい。この“経理業務”“財務業務”“非定型業務”という整理は、「経理・財務サービス・スキルスタンダード(FASS)」の研究開発事業²¹によるものであるが、このように具体的に列挙することによって、必要以上の不確実性を除去することが適当である。

¹⁷ 金融庁「公認会計士制度に関する懇談会」(第1回)資料8によると、業務補助ではなく実務従事の経験を積んだ人は旧試験時代に全体の約4%、過去2年をみても5%前後。

¹⁸ 売掛債権管理、買掛債務管理、在庫管理、固定資産管理、ソフトウェア管理、原価管理、経費管理、月次業績管理、単体決算業務、連結決算業務、外部開示業務、中長期計画管理、年度予算管理、税効果計算業務、消費税申告業務、法人税申告業務、連結納税申告業務、税務調査対応

¹⁹ 現金出納管理、手形管理、有価証券管理、債務保証管理、貸付金仮、借入金管理、社債管理、デリバティブ取引管理、外貨建取引管理、資金管理、資産流動化業務

²⁰ 企業買収、会社分割、解散・清算などの企業再編に関する業務、株式公開、株式発行増資、ストックオプションなどの資本政策に関する業務

²¹ 「鳥瞰図」(経理・財務業務の全体像)。経済産業省平成15年度委託事業より。

http://www.meti.go.jp/policy/servicepolicy/contents/management_support/files/keiri-za imu.html

(2) 実務補習所の運営の弾力化

公認会計士試験合格者に対しては、さらに実務補習²²という座学研修が条件になっている。これは、主に平日の午後6時、7時から3時間、土曜日の昼間9時間、東京都内の場合は、JR市ヶ谷駅の近くの1会場でしか実施されていない。内容は「監査」「会計」「税務」「経営・情報システム」「法規その他」「特別講義」の6科目で、その比率はコマ数で順に、26%、18%、20%、18%、15%、3%と「監査」が中心的内容となっている²³。これは、資格のコンセプトが変えられたにもかかわらず、実務補習所が従来通り、監査法人向けの考え方のまま放置されていることを意味している。

公認会計士が活躍する場を多様化させることを展望すれば、合格者の繁忙期や日常的に退社しやすい時刻、勤務地は必然的に多様化していくことになる。こうしたことを見据え、**補習所のタイムスケジュールや講座内容、通学義務を弾力的に設定することが絶対に必要である**。現実的には、実務補習を軽減する代わりに、公認会計士に義務付けられている**継続教育(CPE)**を充実する方向を模索することも極めて重要と思われる。なお、CPEにおいては、研修コース等を提供している会計専門職大学院や民間企業をもっと弾力的に活用することを視野にいれるべきである。

4. 期待される効果

以上の提言を実現化すれば、実際には監査法人に限定されている公認会計士の活躍の場を格段に広げることになるほか、上場を目指している企業を含め、中小・ベンチャー企業では、会計業務に有能な人材を確保することが難しいという現状を開拓することになろう。これは、結果的に、多くの企業の経営を支援する会計専門家を増やすことを通じて、日本経済の活性化に資する。

また、企業における公認会計士が増えることは、将来、企業から監査法人へと転職する会計専門家を増やすことにつながる。企業における経験は、監査人になった場合に高く評価されることとなり、監査法人勤務しか経験していない公認会計士に対して、切磋琢磨させるプレッシャーをかけることにもなる。このように、本提言は、監査法人と企業の間で、公認会計士の人的交流が起こる素地を形成するという意味でも、有意義なものと考えられる。

以上

本件に関するお問い合わせについては下記までお願いいたします。

一般社団法人 会計制度監視機構 事務局（担当：原）

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 10-1 日本橋フィナンシャルビル

Tel : 03-5652-5523

Fax : 03-5652-5595

URL : <http://www.aob-jimu.jp/>

E-mail : info@aob-jimu.jp

²² 公認会計士法第16条

²³ 金融庁「公認会計士制度に関する懇談会」(第1回)資料8